

情報提供資料

令和5年5月9日（火）

日高市

水道課 経営総務担当

TEL042-989-2363

課長 関田 兼之

担当者職・氏名 主幹 清水 学

水道基本料金の減免について

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民や事業者等の負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金を減免します。

事業名

水道事業会計助成事務

対象者

水道を使用しているすべての市民及び事業所（官公庁等は除く。） 約25,690件

減免額（例）

- | | |
|------------------|------------------|
| ・口径13mmの場合(税込額) | ・口径20mmの場合(税込額) |
| 基本料金： 550円(1か月分) | 基本料金： 880円(1か月分) |
| 免除額：1,100円(2か月分) | 免除額：1,760円(2か月分) |
| ※1回の検針で2か月分を請求 | |

減免期間

2か月間

【奇数月検針地区】

令和5年6月～7月使用分（7月検針分）の基本料金からを予定

【偶数月検針地区】

令和5年7月～8月使用分（8月検針分）の基本料金からを予定

手続方法

申込み手続きは不要。基本料金を差し引いた額で水道料金を請求します。